

## 令和7年度

# 南相馬市介護福祉士等修学資金貸付 募集要項

南相馬市介護福祉士等修学資金は、介護福祉士及び社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の確保及び定着化を図ることを目的に、将来、本市の福祉事業所（介護事業所・障がい福祉事業所）（以下「福祉事業所」という。）で介護福祉士等として業務に従事しようとする方に、在学期間中の修学資金を貸付するものです。

この制度は、修学資金貸付期間相当の期間、市内福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。ただし、卒業後、資格を取得できない場合や市内の福祉事業所で介護福祉士等の業務に従事しない場合などには、貸付金を返還していただきます。

### 1 応募資格

修学資金の貸付を受けることができる方は、次の（１）（２）の両方に該当する方です。

（１）介護福祉士等の養成施設に在学していること、又は令和7年度に入学予定であること。

（２）養成施設を卒業（資格取得）後、直ちに市内福祉事業所において、介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する意思があること。

（注意）福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けている場合は申請できません。

### 2 修学資金の額

|   | 区 分              | 貸付額          |
|---|------------------|--------------|
| 1 | 授業料相当の資金         | 月額 50,000円以内 |
| 2 | 生活費相当の資金         | 月額 55,000円以内 |
| 3 | 入学資金（令和7年度入学者のみ） | 400,000円以内   |

### 3 貸付けの期間

修学資金の貸付期間は、貸付の契約に定めた月から、養成施設の正規の修学期間を終了する月までとします。

#### 4 申請書類

次の書類を提出してください。

- (1) 介護福祉士等修学資金貸付申請書  
※未成年の場合は保護者の同意が必要です。  
※連帯保証人が2名必要です。
- (2) 履歴書
- (3) 在学証明書  
(介護福祉士等養成施設に在学又は在所していることを証する書面)
- (4) 申請者の住民票（写し）
- (5) 連帯保証人の住民票（写し）
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (7) 連帯保証人の所得証明書
- (8) 申請者が属する世帯全員の課税所得証明書
- (9) 学業成績証明書
- (10) 口座振替依頼書及び通帳の写し
- (11) 入学前に入学資金の貸付けを希望する場合、養成施設からの合格通知書  
※申請時点で合格していない場合、合格が決まり次第提出していただきます。  
入学資金の振込みは合格通知書の提出後となります。
- (12) その他、必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

#### 5 申請書類提出

##### (1) 受付期間

令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）まで（土・日・祝日を除く）

※午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 申請方法

持参又は郵送

※ファクシミリ・メールによる提出は受け付けません。

※郵送の場合は、9月30日（月）の消印有効。

##### (3) 申請書提出先（郵送先）

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所本庁舎2階  
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

#### 6 選考方法

南相馬市みらい育成修学資金審査会にて審査の上、貸付者を決定します。

審査結果(貸付の可否)については、11月上旬(予定)に申請した方全員に文書で通知します。

## 7 注意事項

### (1) 申請者が未成年者の場合の申請手続について

申請者が未成年の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。

### (2) 連帯保証人について

連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、修学資金の貸付決定の際は、申請者と連帯し、修学資金の返還債務を負担することになります。

※申請者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名を法定代理人（親権者等）として頂きます。

※連帯保証人2名のうち1名は申請者と別世帯・別生計の方となります。

※連帯保証人は申請者と連帯して返還の責任を負います。申請者の返済能力の有無にかかわらず、返還状況によっては、連帯保証人へ請求を行う場合があります。

(注意) 連帯保証人になっていただく方には、必ず承諾を受けて下さい。

### (3) 修学資金の貸付について

貸付の可否は、申請した方全員に文書で通知します。

修学資金は、貸付の契約に定める月から3か月分を、修学資金の貸付けを受ける方名義の口座に振込みます。(以後も3か月分ごとまとめて振込み)

また、入学資金については、1回目の振込み時に修学資金（授業料相当の資金・生活費相当の資金）と併せて振込みます。入学前に入学資金の貸付けを希望する場合は、養成施設から発行される合格通知書の提出があった後、約1か月程度で振込みます。

### (4) 修学資金の返還・猶予・免除について

#### ① 修学資金の返還

修学生が、次のア～サのいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付けの契約を解除し、指定した期日までに貸付けを受けた修学資金の全額を一括で返還していただきます。

ア 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得しなかったとき。

イ 介護福祉士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の福祉事業所に従事しなかったとき。

ウ 死亡したとき。

エ 休学又は転学の理由が適当でないとき。

オ 養成施設に入学しなかった又は退学・退所したとき。

カ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

キ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。

ク 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

ケ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

コ その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

サ その他修学生として適当でないとき。

## ② 貸付の休止

修学生が休学（休所）、停学（停所）したときは、決定を受けた日の属する月の翌月の分から復学（復所）した日の属する月の分まで修学資金を休止します。

## ③ 返還の猶予

修学資金の貸付けを受けた方が、次のア～エのいずれかに該当する場合には、修学資金の返還を猶予します。

ア 市内の福祉事業所において、介護福祉士等の業務に従事しているとき。

イ 社会福祉士等養成施設を卒業した後引き続き他の社会福祉等養成施設に入学し、又は入所したとき

ウ 災害等により返還が困難と認められるとき。

エ 契約解除後、引き続き同じ介護福祉士等養成施設に在学しているとき。

## ④ 返還の免除

修学資金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当することとなった場合は、修学資金の返還を全額免除します。

- ・ 市内福祉事業所において業務に従事している期間が、修学資金の貸付期間に相当する期間に達したとき。
- ・ 市内福祉事業所において業務に従事している期間中に、業務上の災害により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## （５）各種届出の義務

### ①年１回必ず届出するもの

現況報告書

### ②①以外に次のいずれかに該当したときは届出が必要です。

- ・ 自己又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- ・ 連帯保証人に変更があったとき。
- ・ 休学（休所）、停学（停所）、退学の処分を受けたとき。
- ・ その他教育委員会が必要と認めるとき。

## 8 問い合わせ先

南相馬市教育委員会事務局教育総務課総務係

電 話：０２４４－２４－５２８２

FAX：０２４４－２３－７７８２

E-Mail：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp